

パブリックコメントについての回答

番 号	意 見	回 答
1	「湯川村複合施設整備基本構想」（令和6年3月策定）（以下、「基本構想」という。）には、複合施設へ集約を検討する施設として、「湯川村公民館」「湯川村保健センター」「ユースピアゆがわ」「高齢者コミュニティセンター」の4施設が明記されている。また、建設予定地についても「現公民館敷地」を選定と明記されている。いつ誰が「基本構想」を覆し、村の公共施設等の方針（令和6年12月）による「ユースピアゆがわ」の他用途での利活用とすることを決定し、どのような手続きを行ったのかを確認したい。	基本構想では「集約を検討する施設」として4施設を挙げておりますが、あくまで「検討する施設」であり、その時点で「集約する施設」として決定したわけではありません。 ユースピアゆがわについては築31年の施設であり、取り壊さず利活用できるのではないかと意見もいただいております。 令和6年9月議会及び12月議会、10月の議会公共施設等整備調査特別委員会で村長がユースピアゆがわの利活用と、複合施設については新たな候補地について検討していると答弁をしました。 この間、庁内の建設委員会において10月から4回ほど議論を行い、ユースピアゆがわについては取り壊さず作品等の展示等を行う施設として利活用する方向性とし、それを踏まえて基本計画案をとりまとめたものです。
2	村の公共施設等の方針（令和6年12月）で、「ユースピアゆがわ」の他用途での利活用の考え方（建物改廃対象外）が示されたとあるが。基本計画（案）では、残存する建物（「ユースピアゆがわ」）の具体的な利活用内容や改修内容について記載がされていない。具体的な内容を確認したい。	ユースピアゆがわについては、築31年の施設であり、建物として利活用可能であると考えております。村には村出身の佐野文夫氏や高羽哲夫氏などの多くの作品等が寄贈されているものの、十分に展示等ができていない状況にあります。そのため、ユースピアゆがわについては、それらの展示等を行う文化施設としての活用を検討しております。改修内容については、現在のところ展示スペースとするための改修が主なものと考えております。
3	事業にあたっては、過疎対策事業債等各種補助金を財源とするが「借金」である。今後、少子化・高齢化により湯川村の総人口が減少することは明らかであり、その「借金」は現状より少なくなる村民が負担するものとなるため、適切な公共建築物の保有量とすべきである。延べ床面積の総量縮減を行うことで、維持管理や更新に要する費用を縮減できる。	本村のような小規模自治体では、建物等を建設するような大型事業の際は時々での有利な財源を用いて建設整備を行っております。財源となる起債（いわゆる借金）につきましては、村の財政状況を勘案し適切な規模での建設を行うことで年度毎の返済額を可能な限り抑え、維持管理費についても削減できるよう実施する予定です。起債による公債費（年度毎の返還額）は、現在よりも少なくなる見込みです。

番 号	意 見	回 答
4	令和6年2月に湯川村複合施設建設検討委員会から提出された「提言書」では、基本計画の策定に際しては、関係者との熟議と住民の参加による議論が行われることを強く要望し、懇願しているところですが、ことたびの「複合施設建設基本計画（案）」が策定される過程では村民に対して情報を提供し、意見を聞くような働きかけは見られなかった。このたび策定され公表した「複合施設建設基本計画（案）」は、村民の総意を得たものではなく、「提言書」の提案を無視し、それとはまったくかけ離れたところで策定されたものではないかと憂慮せざるを得ない。「基本計画（案）」の策定プロセスの中にあつては、村民を交える中で策定すべきであったのではないかと。	複合施設建設基本計画（案）については、提言書でいただいた施設に求められる機能等について、可能な限り盛り込んだ内容としております。 複合施設建設基本計画については、原案ができた段階でパブリックコメントを実施することで、村民の皆様への御説明、御意見をいただくことといたしました。 しかしながら、村民の皆様への説明が不十分ではないかとの御意見を踏まえまして、今後、住民説明会を開催して村民の皆様にご丁寧に御説明を行い、御意見をいただくようにしたいと考えております。
5	村が令和6年3月に策定した「複合施設整備基本構想」では、「建設候補地について適否を検討した結果、次の理由により現公民館敷地を建設予定地として選定しました」としている。村が策定した基本構想なのであれば、その内容を変更する際にはしかなるべき経緯を経て変更する必要がある。基本構想の極めて重要な文書項目の変更は、いつ、どこで、どのような審議をされ、だれが決定したのか、村民に対して明確な説明責任が課せられている。正式な庁内会議で決せられたのであれば、その会議の会議録を村民に公表し、明確な説明責任を果たされることを求める。	複合施設の建設候補地については、令和6年9月議会及び12月議会、10月の議会公共施設等整備調査特別委員会において、複合施設については新たな候補地について検討していると答弁をしました。 この間、庁内の建設委員会において、二つの候補地に係るメリット・デメリットなどの比較検討を行い、それを踏まえて基本計画案をとりまとめたものです。
6	ユースピアゆがわの利活用の考え方が示されたことを一要因として理由に挙げられているが、この考え方が示された経緯も村民には説明されていない。いつ、どこで、誰が考えを示し、どのような会議で決定されたのか、また利活用の計画を村民に示す責任があると考え、明確な説明を求める。	令和6年9月議会及び12月議会、10月の議会公共施設等整備調査特別委員会で村長がユースピアゆがわの利活用について検討していると答弁をしました。 この間、庁内の建設検討委員会において議論を行い、ユースピアゆがわについては取り壊さず作品等の展示等を行う施設として利活用する方向性とし、それを踏まえて基本計画案をとりまとめたものです。 なお、今後、住民説明会を開催して村民の皆様にご説明させていただきたいと考えております。
7	ユースピアゆがわを残すとしても、その周囲を一体のものとして周辺敷地の整備の見直しを図り、現公民館跡地と北側駐車場の一体的な整備などを検討することにより、必要な敷地の確保は可能であると考え、現公民館の解体された跡地に必ずしも複合施設を建設しなければならない道理はない。現在の利用敷地に関する活用法をあらゆる視点から総合的に考慮したのか。	ユースピアゆがわを残しての駐車場不足などの課題を解決することは難しいと考えております。 なお、サブセンターの移転は更に費用が増大することから、それを前提とする敷地利用の考えはありません。

番 号	意 見	回 答
8	事業にかかる事務を担当するのは、総務課政策財務係ではないのか。パブリックコメントの窓口として社会教育課が複合施設担当であると周知されているが、社会教育課社会教育係が実質的な事業事務を担当するのか。政策財務係は一切かかわらないのか。	複合施設関連業務については、公共施設等整備推進班長として社会教育課長が担っており、その事務を総務課政策財務係と社会教育課社会教育係が担当しているため、今回のパブリックコメントの窓口は社会教育課社会教育係としました。なお、総務課政策財務係についても、関連事務の一部を担っております。
9	公民館組織・機関が不在のまま現在に至っているが、複合施設に設置される社会教育・生涯学習機能を有した施設の運営主体はどこになるのか。建設事業と並行して、例規の見直しの際には明確な社会教育機関の位置付けとする例規の整備は必定である。	今後、基本・実施設計及び施設整備と並行して例規等の整備について検討していく予定です。
10	執務室の規模ですが、30～40名程度を前提に試算されています。現在の関係する施設職員は10名程度で、会計年度任用職員を含めても20名未満となり30名には及びません。30～40名程度を想定しているとすれば、複合施設の供用に伴う組織・機構の改革を念頭に置いているのか。そうであるならば大幅な例規等の改正が必要であると考えられるが、準備作業が既に進められてるのか。	複合施設の執務室に配置される職員としては、現時点において、子ども家庭センターをはじめとする子どもに関する事務を一体的に担えるように、教育委員会（学校教育課、社会教育課）、保健センター、児童福祉担当で会計年度任用職員を含めて計30名程度を想定しています。今後、組織関係についても並行して作業していく予定です。
11	図書館スペースについて、複合施設建設基本計画（案）では図書館と標記している。これは図書館法に基づく図書館を設置するということを意味するのか。なお、基本構想の中では、図書室と表記されている。 図書館スペースでは、閉架スペースによる書架の配置とするようだが、書架のところまで自由に出入りして、閲覧や資料・書物の出し入れができず、図書担当職員へ閲覧等の利用申請をして閲覧することになる。全国的に見ても開架方式が主流のようだが、こういった理由と根拠により閉架方式を採用するのか。	「図書館」との記載は、表記誤りですので、「図書室」に統一します。 閉架スペースについては、すべてを閉架とするわけではなく、貴重な資料が汚損しないように一定程度設けることを考えております。基本計画52ページにおいて「村民誰もが自由に閲覧できるよう、書架の配置や高さに配置した計画とし」と記載しており、開架スペースも想定しております。なお、具体的な内容は、今後、基本・実施設計時に図書司書を交えてより良い図書室を検討していきます。
12	和室の設備で日舞の稽古に欠かせない板敷の稽古舞台が書き込まれていないが、どのような理由からなのか。 調理室は、災害時においては炊き出しの拠点施設としての機能が求められ、平常時の対応のみだけでなく非常時における活用に対応できる設備・器具の整備が求められるが、そのような書き込みはなされていない。	諸室の設備等については、基本・実施設計の中で、具体的な詳細を検討してまいります。

番 号	意 見	回 答
13	パブリックコメントについて、2月25日から3月9日まで2週間余りの期間を設定したといわれても、多くの村民が当該情報を得て、対処するまでの期間は実質1週間程度で、このような短期間で実施されるパブリックコメントであっても、「村民の総意としての意見や要望は聞き取ることができた」と公言されるのか。	パブリックコメントの期間が短かったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。今後、パブリックコメントを実施する際には十分な期間を設けるようにします。また、今後、住民説明会を開催して村民の皆様に丁寧に御説明を行い、御意見をいただくようにしたいと考えております。